

北京2022パラリンピック冬季競技大会
日本代表選手団編成方針及び選手選考基準

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
日本パラリンピック委員会

1. 日本代表選手団編成方針

- (1)日本代表選手団は、パラリンピックムーブメントの推進に寄与するとともに、社会規範を遵守し、公平性・誠実性・協調性に基き行動できる選手・役員をもって編成する。
- (2)選手は、競技団体から推薦された者で国民の期待に応え得る競技力及び人間力を有する者とし、役員は、競技団体から推薦された者で障がいの種類・程度や性別等に配慮し、選手が最高のパフォーマンスを発揮できるようにサポートできる者とする。

2. 日本代表選手・役員選考・決定

選手・役員は、所属する JPC 加盟競技団体(以下、「競技団体」という。)が定める北京2022冬季パラリンピック競技大会日本代表選手・役員選考規程に基づき選考され、日本パラリンピック委員会(以下、「JPC」という。)に推薦された候補者の中から JPC が以下の基準により審査し、決定するものとする。

3. 選手選考基準

日本代表選手は、国民の期待に応え得る競技力並びに人間力を有する者として競技団体から推薦された候補者で、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1)北京2022パラリンピック冬季競技大会の参加資格を満たしている者
- (2)医学的観点から日本代表選手として推薦できる者
- (3)メダル獲得または入賞の可能性のある者

4. 選考・決定手順

- (1)競技団体は、候補者リストを JPC に提出する
- (2)JPC 強化委員会および日本障がい者スポーツ協会医学委員会は、前記選手選考基準に基づき候補者を審査する
- (3)JPC 運営委員会は、審査結果に基づき日本代表選手・役員を決定する
- (4)JPC は、日本障がい者スポーツ協会理事会に結果を報告する
- (5)JPC は、推薦のあった競技団体へ結果を通知するとともに公表する

5. 不服申し立て

選考結果に対する不服申し立ては、公表後7日以内に、当該競技団体を通じて文書により行われたものについて受理し、日本障がい者スポーツ協会内に設置される不服審査委員会により処理する。なお、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁は、それに従う。

6. 提出文書

- (1)JPC が定める書式で次の文書を提出すること
 - ①推薦選手・役員一覧表
 - ②推薦選手・役員調査書
 - ③健康調査書及び健康診断書
 - ④服用薬物およびサプリメントについての調査書
- (2)選手の推薦にあたっては、競技団体内に選考委員会を設置し、推薦選手・役員一覧表と併せて次の資料を提出すること
 - ①推薦選手・役員選考規程
 - ②推薦選手の根拠とした資料(当該国際障がい者別スポーツ団体及び国際競技別団体の定めた参加制限(出場枠等)、公式ランキング、公式記録など)
 - ③選考にあたって問題が生じた場合、その内容についての説明
 - ④その他 JPC が求めるもの